

新宿御苑コワーキングスペース管理運営協定書（案）

環境省自然環境局新宿御苑管理事務所長 野村 環（以下「甲」という。）と _____（以下「乙」という。）は、新宿御苑コワーキングスペース管理運営（以下「コワーキングスペース管理運営」という。）について次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 乙は、甲が管理する新宿御苑コワーキングスペースにおいて、来園者にリモートワークの場を提供することを目的に設置したコワーキングスペースの管理運営に係る業務を「新宿御苑コワーキングスペース管理運営事業者応募要領」、別添の「企画提案書」及び「コワーキングスペースにおける遵守事項」に基づき適切に行うことができるよう、誠意を持って対応すること。

（事業実施計画）

第2条 乙は、事業実施にあたり、コワーキングスペース管理運営の事業コンセプト、運営管理体制等を示した事業実施計画（任意様式）をあらかじめ甲に提出し、甲の承認を得なければならない。

- 2 乙は、事業実施計画に変更が生じる場合は事前に甲の承認を得なければならない。
- 3 甲の都合により事業実施計画を変更する場合は、あらかじめ乙と協議する。

（コワーキングスペースの使用について）

第3条 乙は、コワーキングスペース管理運営を実施するために必要な法令等の手続を適切に行うこと。なお、事業実施にあたっては、国有財産使用許可の手続きを必ずしなければならない。

- 2 甲は、天変地異、社会的状況の著しい変化（感染症の流行等も含む）及び庭園管理上の利用その他やむを得ない事由により、乙に対し事業の中止又は営業時間の変更を行ったことによる損害について、その補填の責任を負わない。

（運営管理方法について）

第4条 乙は、コワーキングスペースが国有財産であるとともに新宿御苑の利用施設であること、不特定多数の利用を目的とした公共施設であることを理解し、品位ある運営管理のもと、利用者のニーズ把握、良質なサービスの維持向上を常に怠らず、広く新宿御苑利用者への便宜を図ること。

- 2 乙は、気候変動対策、資源循環政策等に係る取組みを積極的に協力すること。
- 3 乙は、コワーキングスペース管理運営の実施にあたり、関係法令及び別添「コワーキングスペースにおける遵守事項」の記載内容を遵守すること。

（協議会への参画）

第5条 乙は、新宿御苑の魅力向上への取組、維持管理業務及び収益事業の運営等を全体として統合的に進めて行くために、新宿御苑管理事務所、新宿御苑維持管理業務の受託者、カフェ出店事業者、案内カウンター管理運営事業者等で組織する協議会へ参画し、連携のあり方や役割分担等を協議する。

(経費負担)

第6条 コワーキングスペース管理運営に係る次の経費は、乙の負担とする。

- ①国有財産使用料（展示室は除く）
- ②管理運営（人件費、備品、消耗品、広報費等）に係る一切の費用
- ③事業者・利用者による損害、汚損等の修繕等に関する費用
- ④原状回復に関する費用
- ⑤店舗案内看板等の製作、設置に関する費用（国有財産使用許可以外での看板設置は国有財産使用料を別途負担）
- ⑥運営にあたって既存設備等を変更し、又は新たに設置するときは、その設置費用及び維持管理に要する費用
- ⑦運営に伴う光熱水料（展示室は除く）
- ⑧廃棄物の処理に要する費用
- ⑨各種法令に伴う申請等公官庁手続きに要する費用

2 光熱水費の支払い方法に関しては、甲が別途乙に指示する。

(安全管理)

第7条 乙は、細心の注意をもってコワーキングスペース管理運営に係る業務を行うものとする。

- 2 乙は、災害防止等のために必要があると認められるときは、環境省新宿御苑の維持管理業務受託者と連携し、利用者の安全を確保し、迅速かつ的確に避難誘導を行うなどの措置を行わなければならない。この場合において、コワーキングスペースの閉館等の必要があると認められるときは、乙はあらかじめ甲の承諾を得なければならない。ただし、緊急上やむを得ない事情があるときは、この限りでない。
- 3 乙は、本業務で行う事業の利用者に「ケガ」及び「食中毒」をはじめとするその他の損害を与えたときはその責を負わねばならない。また、乙は利用者その他第三者の意見等に誠意を持って対応し、必要に応じ、甲に書面で報告するとともに環境省新宿御苑の維持管理業務受託者に共有すること。

(守秘義務)

第8条 乙は、業務上知り得た秘密を第三者へ漏らしてはならない。

- 2 乙は、環境省情報セキュリティポリシーに準拠した情報セキュリティ対策を必ず履行すること。

(協定の有効期限)

第9条 この協定の有効期限は協定締結から令和9年3月31日までとする。

(協定の改廃)

第10条 甲又は乙は、事情の変化により管理運営事業をこの協定に定めたとおりに実施することができない事態となったときは、甲と乙が協議の上、この協定を改定し、又は、解除するものとする。

(その他)

第11条 この協定に定める事項について疑義が生じた場合、又はこの協定に定めのない事項で必要がある場合には、その都度甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結を証するため、協定書2通を作成し、甲、乙記名のうえ、各自1通を所持する。

令和8年 月 日

(甲) 東京都新宿区内藤町11
環境省自然環境局
新宿御苑管理事務所長
野村 環

(乙)